

事務連絡

令和6年7月19日

各 

都道府県
指定都市
児童相談所設置市

 児童福祉主管部（局）御中

こども家庭庁支援局虐待防止対策課

こども家庭ソーシャルワーカー研修実施機関の周知と  
見学実習への御協力のお願い等について

児童福祉行政の推進については、平素より格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

こども家庭ソーシャルワーカー研修に関しては、「こども家庭ソーシャルワーカー研修の周知に関する御協力のお願いについて」（令和6年4月30日付けこども家庭庁支援局虐待防止対策課事務連絡、以下「4月事務連絡」という。）において、関係機関に対して職員の積極的な受講の促進を図っていただくようお願いしていましたが、この度、認定機関である一般財団法人日本ソーシャルワークセンター（以下「認定機関」という。）において、令和6年度に研修を実施する機関（以下「研修実施機関」という。）が一部決定されましたので関係機関への周知をお願いいたします。（「2.研修実施機関等の周知依頼」参照）

また、こども家庭ソーシャルワーカー研修の一部は、こども家庭福祉の相談援助業務が行われている機関や施設（以下「見学実習機関」という。）を利用して実施されることになっております。都道府県、指定都市、児童相談所設置市（以下「都道府県等」という。）におかれましては、見学の目的をご賢察いただき、関係機関に見学実習への御協力をいただくよう周知をお願いいたします。（「3.こども家庭ソーシャルワーカー研修の見学実習への協力依頼」参照）

なお、都道府県におかれましては管内市町村（指定都市、児童相談所設置市を除き、特別区を含む。）に対し、この旨周知いただきますようお願いいたします。

## 記

### 1. こども家庭ソーシャルワーカーの資格取得促進について

「こども家庭ソーシャルワーカー」は、認定機関が認定した研修、試験を経て取得するもので、受講者には、社会福祉士、精神保健福祉士、こども家庭福祉の現場（児童相談所、市区町村、保育所、児童養護施設等）で働いている者、保育士など、一定の実務経験を求めています。

こども家庭ソーシャルワーカーは、児童相談所の児童福祉司、市町村こども家庭センターの統括支援員、地域子育て相談機関の職員、スクールソーシャルワーカーといったこども家庭福祉の職種の要件の1つにも位置づけられるなど、質の高い支援を実施できる人材として幅広い現場で活躍していただけます。

このため、「こども家庭ソーシャルワーカー取得促進事業」などにより、資格の取得促進を進めているところです。

### 2. 研修実施機関等の周知依頼

この度、令和6年度の研修実施機関が決まり、認定機関の特設サイトに掲載されました。今後、秋頃までに研修実施機関が随時追加される見込みです。

ついては、受講希望者の皆様へ確実に情報提供がなされるよう、4月事務連絡を周知した関係機関をはじめ、上記「1」でお示ししたこども家庭ソーシャルワーカーの要件に該当しうる幅広い管内の関係機関へ別紙1の案内文及び広報用チラシをお送りいただき、管内への掲示等で周知に活用するようご案内ください。

その際、「こども家庭ソーシャルワーカー取得促進事業」を実施している自治体においては、別紙2及び3をあわせてお送りいただき、受講者への研修受講支援として、こども家庭ソーシャルワーカー研修の受講者や勤務先である施設等に対し、研修受講期間中の代替職員の配置費用、研修受講に係る旅費、研修受講費について補助を行うことが可能な旨もご案内ください。

#### **（都道府県等へのご依頼事項）**

- こども家庭ソーシャルワーカー研修の周知のため、関係機関に資料をお送りいただきたい。

#### **（資料をお送りいただく関係機関）**

- 管内の全ての児童相談所
- 管内の全ての社会的養護関係機関（乳児院、母子生活支援施設、児童養護施設、障害児入所施設、児童発達支援センター、児童心理治療施設、児童自立支援施設、児童家庭支援センター、里親支援センター、児童自立生活援助

事業所等)

○ (都道府県等のこども家庭福祉分野以外の社会福祉部局を通じて) こども家庭ソーシャルワーカーの指定施設に該当する施設・事業所等

○ 管内の全ての市町村

○ (管内市町村を通じて) こども家庭センター、保育所、地域子育て支援拠点

○ その他、こども家庭ソーシャルワーカーの要件に該当しうる対象者が所属する部署・関係機関

(お送りいただく資料)

○別紙1 案内文・広報用チラシ

○別紙2 児童虐待防止対策支援事業実施要綱(抄)

○別紙3 こども家庭ソーシャルワーカー取得促進事業の概要

### 3. こども家庭ソーシャルワーカー研修の見学実習への協力依頼

#### (1) 見学実習への協力依頼

こども家庭ソーシャルワーカー研修では、児童福祉法施行規則第五条の二の十二第二項第七号の規定に基づきこども家庭庁長官が定める基準(令和5年こども家庭庁告示第14号)別表第一から別表第三に示された内容が実施されますが、別表第二に定める見学実習Ⅰ(演習)及び別表第三に定める見学実習Ⅱ(演習)は、見学実習機関を利用して実施されることになっております。

見学実習Ⅰ(演習)及び見学実習Ⅱ(演習)は、見学実習機関の職員から直接話を聞く等を通じ、こどもや家庭のおかれている環境やサポート体制等の支援の実際や、その機能等を実践的に学ぶものです。認定機関ではこうした見学実習の目的を考慮して、下表の機関を見学実習機関として指定しています。

(見学実習機関として指定されている機関や施設)

○ 児童相談所、母子生活支援施設、児童養護施設、障害児入所施設、児童発達支援センター、児童心理治療施設、児童自立支援施設、障害児通所支援事業を行う施設、障害児相談支援事業を行う施設、乳児院、教育機関、児童自立生活援助事業を行っている施設、子育て短期支援事業を行っている施設、児童家庭支援センター、子ども家庭総合支援拠点、子育て世代包括支援センター

○ 都道府県又は市町村の児童家庭相談業務を行う部署、こども家庭福祉の相談援助業務を行っている都道府県社会福祉協議会、市区町村社会福祉協議会

※ 市町村こども家庭センター及び里親支援センター、地域子育て相談機関は「都道府県又は市町村の児童家庭相談業務を行う部署」に該当

見学実習では、支援を必要とするこども等に対するソーシャルワーク（総合的かつ包括的な支援における多職種・多機関、地域住民等との連携を含む）について実践的に理解するため、ソーシャルワークの一環として開催される自治体や施設、関係機関等とが話し合う会議体等（例えば受理会議、支援方針会議、個別ケース検討会議等）を見学することが望ましいとされています。

都道府県等においては、見学実習機関に指定されている機関や施設に対して、研修実施機関から要請があったときは、見学実習を受け入れていただけるよう周知をお願いいたします。あわせて、見学を受け入れる際は、必要に応じて研修を実施する機関や受講者と機密保持に関する誓約事項を書面で確認するなど、利用者のプライバシー等に十分配慮するよう周知をお願いいたします。別紙4に誓約書の様式例をお示ししますので、周知にご活用ください。

**（都道府県等へのご依頼事項）**

- 見学実習への協力について関係機関に周知いただきたい。

**（周知いただく関係機関）**

- 見学実習機関として指定されている機関

**（周知いただく内容）**

- 研修実施機関から要請があった際は、見学実習の受け入れをお願いしたい
- 別紙4 守秘義務・個人情報保護に関わる誓約書（例）

**（2）見学実習の受け入れにおける財政支援**

別紙2及び3でお示ししている「こども家庭ソーシャルワーカー取得促進事業」による研修受講支援として、こども家庭ソーシャルワーカー研修の見学実習の受け入れを行った見学実習機関に対し、当該対応に係る代替職員の配置費用について補助を行うことが可能です。

都道府県等においては、当該事業の活用もご検討いただくなど、受講対象者が研修を受講しやすい環境の整備をお願いいたします。

**（都道府県等へのご依頼事項）**

- こども家庭ソーシャルワーカー取得促進事業を活用の上で、見学実習機関への代替職員配置について、是非ともご実施いただきたい

- 別紙1 案内文・広報用チラシ
- 別紙2 児童虐待防止対策支援事業実施要綱（抄）
- 別紙3 こども家庭ソーシャルワーカー取得促進事業の概要
- 別紙4 守秘義務・個人情報保護に関わる誓約書（例）